山口市コミュニティタクシー運行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市コミュニティタクシー運行事業(以下「運行事業」という。) に関し、 必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 運行事業を実施できる団体(以下「対象団体」という。)は、自治活動や慣習などで深い結びつきを持ち、コミュニティを形成している区域内で、単一もしくは複数の自治会等により構成されているものとする。

(対象地域)

- 第3条 運行事業を導入する地域は、原則として次の各号に掲げる要件を全て満たしているものと する。
 - (1)地域から公共交通機関の停留所又は駅まで1.0km以上であること、又は地域の地表の形態上、公共交通までの移動が困難であること
 - (2) 対象団体が、山口市コミュニティタクシー実証運行事業を1年間実施する見込みであること

(運行基準)

- 第4条 運行事業の実施については、原則として次の各号に掲げる基準を全て満たしているものと する。
 - (1) 運営の全般を対象団体が主体となって行っていること
 - (2) 地域の協賛企業等の協力を得ながら運営していること
 - (3) 利用促進活動を恒常的に行っていること
 - (4) 1 便あたりの乗車定員に占める乗車人数の割合が年間を通じて30%以上であること(追加便を含む)
- 2 前項の基準に対する適合又は不適合の判断は、年度末の実績をもって次年度開催の山口市交通 対策推進協議会において決定する。ただし、当該年度が3年目の地域にあっては、年度終了の2 ヶ月前までに、山口市公共交通委員会の意見を聴き、山口市交通対策推進協議会において決定す る。

(運行改善)

第5条 前条第1項第4号の基準に満たない場合は、対象団体は、翌年度に達成できるよう運行改善を行うこととする。

(補助金)

- 第6条 市は、対象団体の実施する運行事業に損失が生じる場合には、予算の範囲内で必要な補助 を行うことができる。
- 2 対象団体の実施する運行事業が、第4条第1項の基準に3ヵ年連続して満たない場合は、4年 目以降の補助を行わない。

(評価及び改善)

- 第7条 山口市公共交通委員会は、定期的に運行事業の内容の評価を行う。
- 2 前項の評価の結果に応じて、対象団体に対して必要な改善を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は山口市交通対策推進協議会で協議する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。